

## 部会と部会以外の下部組織の比較について

	部会	部会以外の下部組織
名称	「部会」	左記の名称以外 (例：専門調査会)
位置づけ	法令に基づく行政組織	委員会決定等の定めによる組織 (法令には定めのない組織)
委員会としての 議決権の有無	委員会が定めれば、 有	無
構成員の構成	委員 (+ 臨時委員・専門委員)	基本的には、委員。 臨時委員、専門委員も可。
下部組織の長	委員	通常は委員であることが想定 される。臨時委員、専門委員で も可。
下部組織の長の代理	委員	委員、臨時委員、専門委員のい ずれも可。

(参考)審議会等の整理合理化に関する基本的計画(平成11年4月27日 閣議決定)

## 別紙2 審議会等の組織に関する指針

### 5. 審議会等の下部機関

(1) 専門的かつ詳細な調査又は討議を行った上で総合的な審議等を行う方法によることが適当な場合には、必要に応じて審議会等に下部機関(分科会、部会等)を設置して弾力的、機動的な運営を図るものとする。

分科会、部会については、原則として、次によることとする。

#### 分科会

分科会は、審議事項のまとまりが大きく、独立性が高い場合において法令により直接設置するものとし、法令により数、名称及びその所掌事項を定めるものとする。

分科会は、委員、臨時委員、特別委員又は専門委員によって構成し、分科会の結論は、委員及び議事に関係のある臨時委員により決定するものとする。

#### 部会

部会は、審議事項のまとまりが大きい場合、あるいは独立性が高くない場合に設置するものとし、総会の決議により数、名称及びその所掌事項を定めるものとする。

部会は、委員、臨時委員、特別委員又は専門委員によって構成し、部会の結論は、委員及び議事に関係のある臨時委員により決定するものとする。

なお、分科会の下に更に部会を設けることもできることとする。

(2) 分科会、部会において審議が行われた事項に係る審議会等としての意思決定は、原則として、総会における総合的な審議を経た上で、総会の議決により行うものとする。

なお、審議事項によっては、分科会、部会の委員構成等にも配慮した上で、諮問権者の同意を得て、あらかじめ総会の定めにより、分科会、部会の結論をもって審議会等の意思決定とすることができるものとする。

ただし、不服審査等の審議事項や決定又は同意機関とされる審議会等の審議事項については、法令により直接設置されず、その所掌事項が定められていない下部機関の結論をもって審議会等の意思決定とすることは認められない。